

SMB 学校の皆さんへ

お手紙をありがとう。皆さんからもらった竹島（独島）問題についての手紙、何度も読み返してみました。その皆さんからの手紙の内容を整理すると、次のようになります。皆さんが考える歴史と、それに対する私の感想を述べますので、一緒に考えてみましょう。

- ① 安龍福の活動で独島は韓国領になった。
- ② 「太政官指令」では独島は日本領と関係がないとした。
- ③ 『世宗実録』『地理志』では独島は蔚珍県に属し、鬱陵島に近いとしている。
- ④ 『三国史記』では、新羅の將軍異斯夫が鬱陵島と独島を新羅の領土にした。

① 安龍福の活動というのは、1696年6月、安龍福が鳥取藩にやってきて、鳥取藩の藩主と交渉して、鬱陵島と独島を朝鮮の領土とした、というものです。

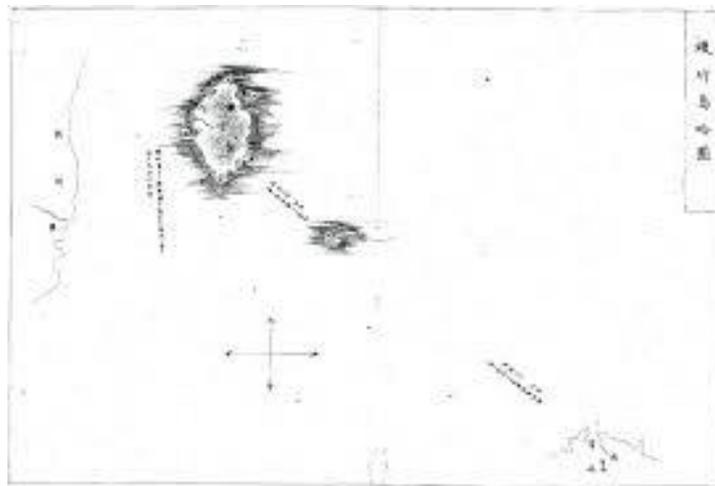
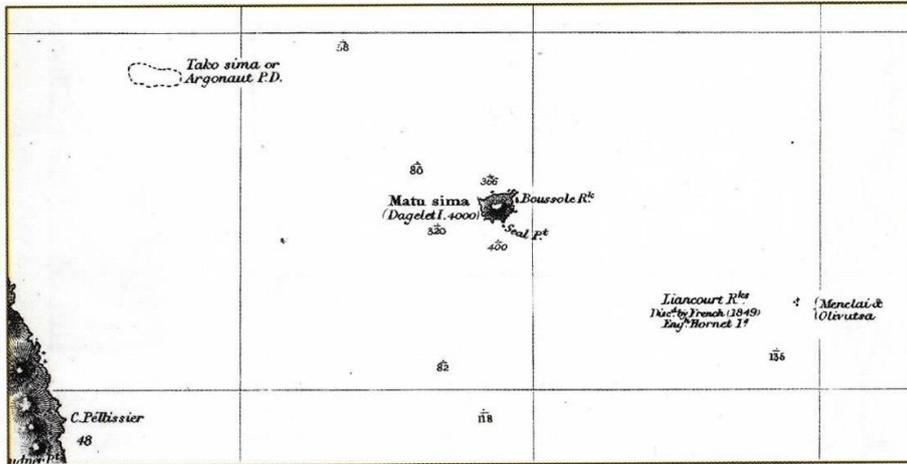
ですが江戸幕府が鬱陵島への渡海を禁じたのは、1696年1月です。安龍福が鳥取藩にやって来るのはその5ヶ月後。江戸幕府は、安龍福が鳥取藩に来る前に、鬱陵島への渡海を禁止していたのです。この事実は、安龍福の活動で、鬱陵島への渡海が禁止されたのではない、ということです。それに安龍福は、鳥取藩の藩主と交渉することもなく、江戸幕府の命令を受けた鳥取藩によって、追放されていたのです。この事実は、江戸幕府が編纂した『通航一覧』にも記されています。

『肅宗実録』には、安龍福の活動が記録されています。ですがそれは、安龍福を日本に密航した犯罪者として、備辺司で取調べをした時の安龍福の証言です。それが事実であったのかどうかを知るためには、関連した史料や文献を読んで、確認する必要があります。

② 1877年、「太政官指令」には、「竹島外一島本邦関係無之」と書かれています。この「竹島外一島」を、島根県が提出した『磯竹島略図』だけで考えると、確かに竹島は鬱陵島で、「外一島」の松島は竹島（独島）となります。

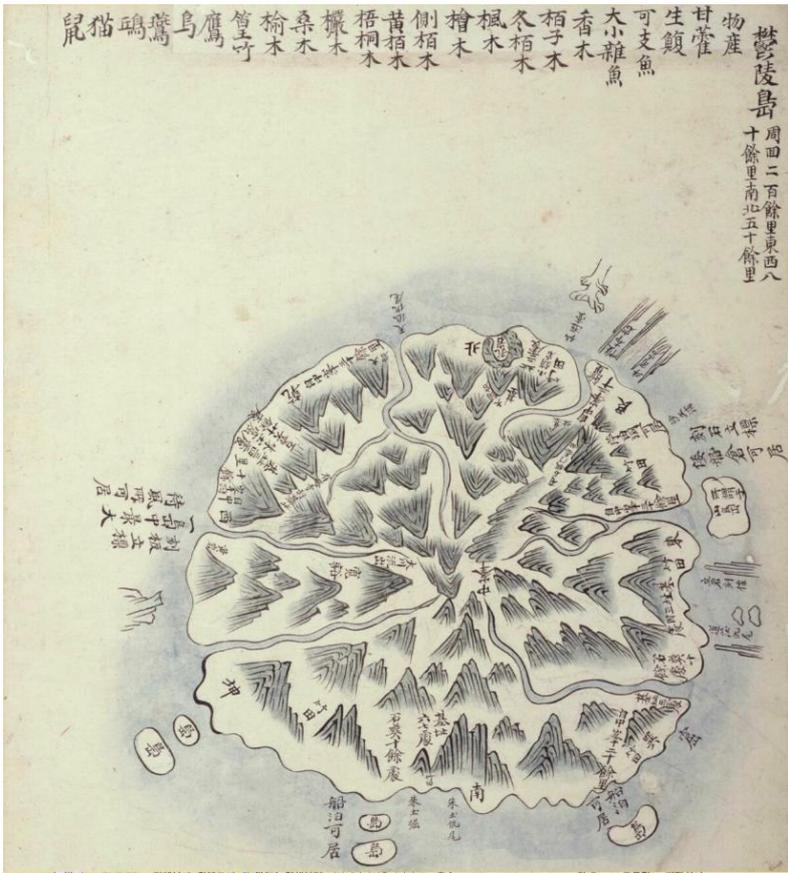
ですがその『磯竹島略図』に描かれた竹島と松島が、「太政官指令」の「竹島外一島」と同じ島だったのか、確認が必要です。何故なら、当時の海図では、鬱陵島が松島と表記されていて、『磯竹島略図』の松島とは違っていただけです。それに海図には、竹島と松島の他に、現在の竹島（独島）が「リアンクール岩」として描かれていました。

「太政官指令」が出た頃の海図には竹島と松島、それに現在の竹島（独島）の三島が描かれていたのです。太政官がこの海図を参考に、「竹島外一島本邦関係無之」と判断したとすれば、竹島（独島）は「竹島外一島」の中にはありません。竹島（独島）は、「リアンクール岩」と表記されていたからです。そのため『磯竹島略図』で松島とされていた「リアンクール岩」が日本領になる時は、松島とされた鬱陵島の呼称だった竹島が付いたのです。



③ 鬱陵島からは竹島（独島）が見えます。そこで『独島を正しく知る』等のテキストでは、『世宗実録』「地理志」に記された「見える」を、鬱陵島から于山島が「見える」と解釈して、鬱陵島から見える于山島は独島だとしたのです。ですが『世宗実録』「地理志」の「見える」は、「鬱陵島から独島が見える」と解釈ができないのです。それは『新增東国輿地勝覧』では、同じ「見える」を「蔚珍県から鬱陵島が見える」と読んでいるからです。それに『新增東国輿地勝覧』では、「鬱陵島と于山島は同じ島だ」としています。そのため 19 世紀の金正浩の『大東地志』には鬱陵島だけが記され、于山島は記されていないのです。

これは『世宗実録』「地理志」の于山島は、その所在が不確かだったということなのです。その于山島の存在が確認され、地図に載るのは朴錫昌の『鬱陵島図形』（1711 年）からです。朴錫昌が于山島としたのは、鬱陵島の東側約 2 km にある島嶼です。この于山島は、鄭尚驥の『東国大地図』系統の地図でも鬱陵島の右側や右上に描かれています。『独島を正しく知る』では、この朴錫昌の『鬱陵島図形』については述べていませんが、これはとても重要なことなのです。安龍福は、朝鮮政府の取調べに対して、「于山島は日本の松島だ」と供述しましたが、その于山島（松島）は、鬱陵島の北東（右上）にあるとしていたからです。





18세기에 제작된 정상기의 「동국전도」를 19세기에 그대로 옮겨 그린 지도야. 울릉도의 동쪽에 독도(于山)가 그려져 있어.



18세기 말에 제작된 「여지도」에 수록된 「아국총도」라는 지도야. 화려한 색깔이 돋보이는 지도지. 울릉도의 동쪽에 독도(于山)가 그려져 있고 섬 안에 산봉우리도 표시되어 있어.



④ 『独島を正しく知る』では、『三国史記』（智証王十三年条）を根拠に、于山国は異斯夫將軍によって新羅の領土となり、その中に独島があった。だから独島は、512年から韓国領になっていた、といます。ですが『三国史記』では、于山国を「海島で、或は名を鬱陵島といい、地方一百里」としています。これは于山国が、鬱陵島であったこと、その範囲は「地方一百里」ということで、一つの郡県ほどの広さです。それに独島については何も書かれていないので、独島を鬱陵島の属島とすることはできません。この于山国については、『三国遺事』にも記事があります。それで確認すると、于山国の一周は、「周回二万六千三百七十歩」あったとしています。これは現在の鬱陵島一周道路と、ほぼ同じ距離です。于山国は「地方一百里」、「周回二万六千三百七十歩」の鬱陵島一島だったのです。独島を于山国の附属の島とするには、証拠となる文献を示して、論証する必要があります。証拠がない限り、独島を于山国の属島とすることも、512年から韓国の領土だったとも、いえないのです。

さて以上は、皆さんが送ってくれた手紙の中で、独島を韓国領とする証拠について考えたものです。皆さんが思っていたことと、実際の歴史は少し違っていただけではないでしょうか。過去の歴史について考える時は、自分の考えを明確にするため、証拠となる文献を準備する必要があります。『独島を正しく知る』で学んだ皆さんにとって、テキストに挙げられていない文献で歴史の事実を学ぶことも、歴史の事実を知るためには必要な作業です。テキストをもう一度読んで、私が書いた文章と比較して、皆さんの考えをまた手紙にして送ってください。待っています。

島根県竹島問題研究会 下條正男